

○伊那市議会議員政治倫理条例施行規程

平成25年12月27日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊那市議会議員政治倫理条例（平成25年伊那市条例第61号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告書)

第2条 条例第5条の規定による報告は、兼業等報告書（様式第1号。以下「報告書」という。）によるものとする。

2 報告書は、毎年5月31日までに議長に提出しなければならない。ただし、年度の中で就退職した場合は、当該就退職の日から20日以内に報告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、一般選挙（補欠選挙及び繰上当選を含む。）後において報告書を提出する場合は、議員の任期開始日から30日以内に提出しなければならない。

4 報告書は、公開するものとする。この場合における公開の方法は、報告書の閲覧及び伊那市公式ホームページへの掲載によるものとする。

(審査請求)

第3条 条例第7条に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）は、審査請求書（様式第2号）を議長に提出して行うものとする。

(審査請求書の審査)

第4条 議長は、条例第7条の規定により審査請求書の提出があったときは、直ちに伊那市選挙管理委員会に対し、審査請求書に連署した者が議員の選挙権を有するもの（以下「有権者」という。）であるかの確認を求めるものとする。

2 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下するものとする。

- (1) 審査請求書に有権者40人以上の者の連署がないとき。
- (2) 政治倫理基準に違反する行為を証する資料に不備があるとき。
- (3) 審査請求することができない対象についてなされたものであるとき。
- (4) 審査請求書の記載事項に不備があるとき。

3 議長は、審査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであると認めるときは、審査請求をした者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を審査請求をした者に書面により通知するものとする。

(補則)

第5条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月30日議会告示第2号)

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

兼業等報告書

年 月 日

(宛先)伊那市議会議員

伊那市議会議員

伊那市議会議員政治倫理条例第5条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

法 人 名 等	所 在 地	役 職	期 間	備 考

様式第2号(第3条関係)

審査請求書

年 月 日

(宛先)伊那市議会議長

審査請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

伊那市議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、次のとおり審査請求します。

審査を求める議員の氏名
審査請求の対象となる事由
審査請求の対象となる事由の内容
審査請求の対象となる事由を証する資料

審査請求者署名簿

伊那市議会議員政治倫理条例第7条の規定により審査請求の対象となる事由を証する資料を添付して、\_\_\_\_\_議員に係る審査を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

審査請求者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

伊那市議会議長が、伊那市選挙管理委員会に対し、署名した者が直近の選挙人名簿に登録された者であるか確認を求めることについて、同意します。

直近の有権者であることの確認欄	住 所	ふ り が な	生 年 月 日
		氏 名	
	伊那市		. .

- (注)1 住所、氏名は自書すること。  
 2 直近の有権者であることの確認欄は記入しないこと。